

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

国においては、国や地域を挙げて、「社会全体で子ども・子育てを支援」という新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成 27 年 4 月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。

本市では、新制度に基づき「吉川市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

また、全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の対応や幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

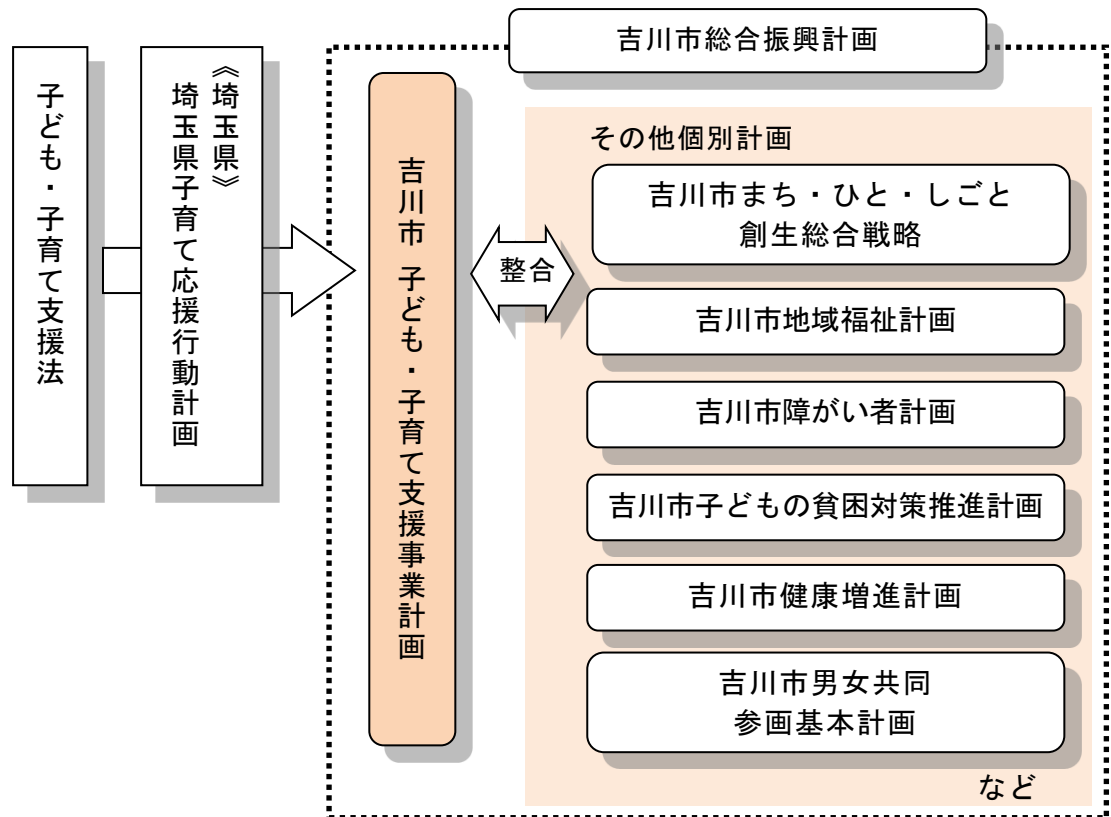
こうした流れを踏まえ、第 1 期計画に引き続き、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第 2 期吉川市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、当市における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定をします。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度～令和6年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画									
					第2期計画				

4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく吉川市児童福祉審議会による審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定します。

(1) 吉川市児童福祉審議会による審議

本市では子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく合議制の機関として、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等の構成員が、計画の内容等を審議します。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定に当たっては、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

(3) パブリック・コメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、意見を収集します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

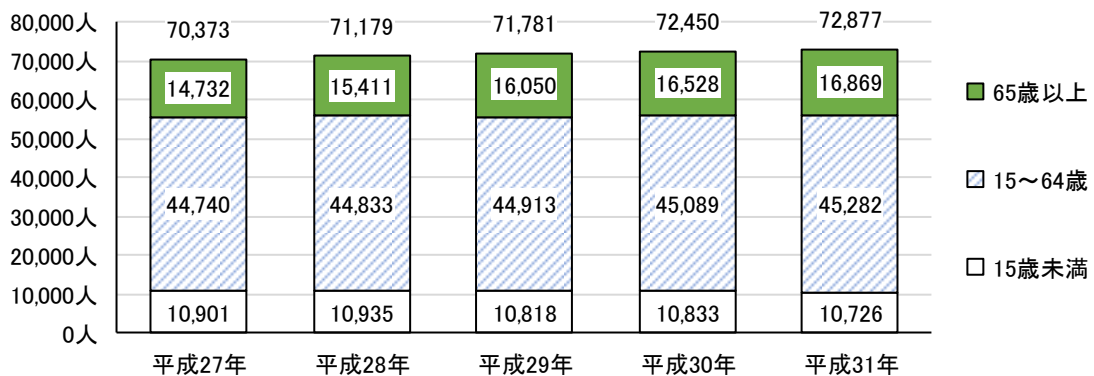
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の人口は、平成31年4月1日現在、72,877人となっています。

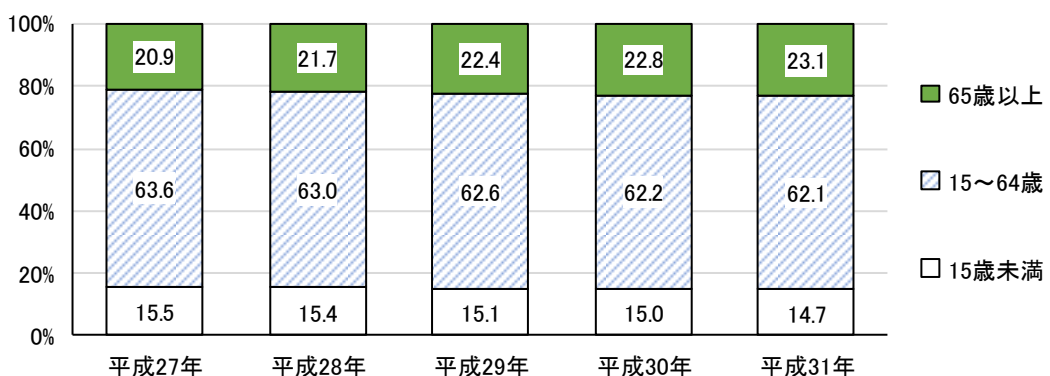
年齢3区分で見ると、65歳以上の高齢者人口、15～64歳の生産年齢人口は増加しているものの、15歳未満の年少人口は減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分人口構成比の推移



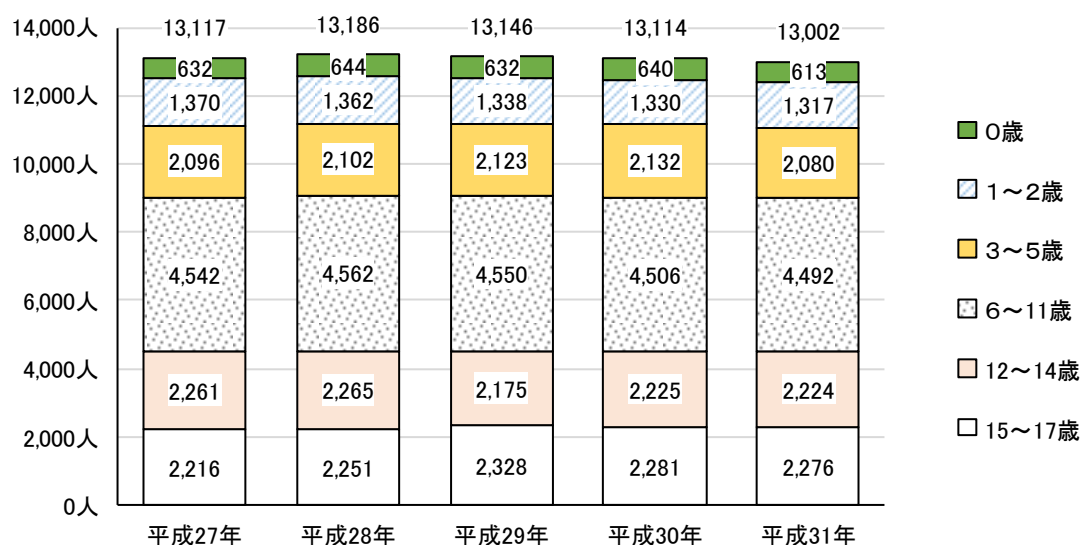
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童数

本市の18歳未満の児童数は、平成31年4月1日現在で13,002人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は4,010人、6～11歳の小学生児童数は4,492人、12～14歳の中学生児童数は2,224人、15～17歳の児童数は2,276人となっています。

平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、減少傾向となっています。

■ 児童数の推移



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 自然動態

(4) 社会動態

(5) 世帯数

(6) 世帯類型

2 婚姻・出産等の状況

- (1) 婚姻・離婚
- (2) 未婚率
- (3) 母親の年齢別出生数
- (4) 合計特殊出生率
- (5) 児童数

3 就業の状況

- (1) 就業者数
- (2) 年齢別労働力率

4 教育・保育施設の状況

- (1) 保育所（園）
- (2) 認定こども園
- (3) 幼稚園
- (4) 小学校
- (5) 放課後児童クラブ
- (6) 地域子育て支援センター

5 ニーズ調査結果について

- (1) 調査の目的
- (2) 調査対象等
- (3) 回収状況
- (4) ニーズ調査結果

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識、第1期計画の基本理念を踏まえつつ、以下の基本理念を掲げ、さらなる子育て環境の向上、発展に向けて、施策の実施とより一層の充実を目指します。

◆◆基本理念◆◆

●子どもや子育て家庭の希望がかなうために

次世代を担うすべての子どもが希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

また、心豊かに子育てをするため、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指します。

●安心して妊娠、出産、育児ができるために

子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児のできる総合的な支援体制の充実を目指します。

また、子どもの人権が尊重され、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みの充実を目指します。

●安心して子育てができる生活環境を整えるために

家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域、行政が相互に協力し、子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指します。

また、安全・安心に子どもの育ちと子育てを支える環境となるように、子育て家庭に配慮したまちづくりを目指します。

2 基本施策

本計画の推進にあたっては、先の基本理念を基調として「子ども・子育て支援法」に規定される「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に加え、基本理念に基づく子ども・子育て支援施策を掲げ、推進していきます。

(1) 「子ども・子育て支援法」に基づく重点施策

重点施策 1 幼児期の教育・保育事業の充実

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育の充実を図ります。

また、「子育て安心プラン」を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進し、待機児童ゼロの達成及び維持に努めます。

重点施策 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を図る事業の充実を図ります。この施策には、子ども子育て支援法による13事業を定めています。

(2) 基本理念に基づく子ども・子育て支援施策

施策 1 子どもや子育て家庭の希望がかなうために

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 子どもの未来をつなぐ支援
- 3 ひとり親家庭に対する支援
- 4 子育てに対する経済的支援

施策 2 安心して妊娠、出産、育児ができるために

- 1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援
- 2 児童虐待防止対策の推進
- 3 障がい児や発達障がいを抱えた子どもやその保護者に対する支援

施策 3 安心して子育てができる生活環境を整えるために

- 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- 2 子どもの安全のための支援

3 計画の体系

取組	施策	施策の内容等
「子ども・子育て支援法」に基づく重点施策	重点施策1 幼児期の教育・保育事業の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保の内容
	重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者支援事業 2 地域子育て支援拠点事業 3 妊婦健康診査 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 6 子育て短期支援事業 7 子育て援助活動支援事業 8 一時預かり事業 9 延長保育事業（時間外保育事業） 10 病児保育事業 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
基本理念に基づく子ども・子育て支援施策	施策1 子どもや子育て家庭の希望がかなうために	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における子育て支援の充実 2 子どもの未来をつなぐ支援 3 ひとり親家庭に対する支援 4 子育てに対する経済的支援
	施策2 安心して妊娠、出産、育児ができるために	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援 2 児童虐待防止対策の推進 3 障がい児や発達障がいを抱えた子どもやその保護者に対する支援
	施策3 安心して子育てができる生活環境を整えるために	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備 2 子どもの安全のための支援

第4章 幼児期の教育・保育及び 地域の子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本章では、これらの事業計画について示します。

行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

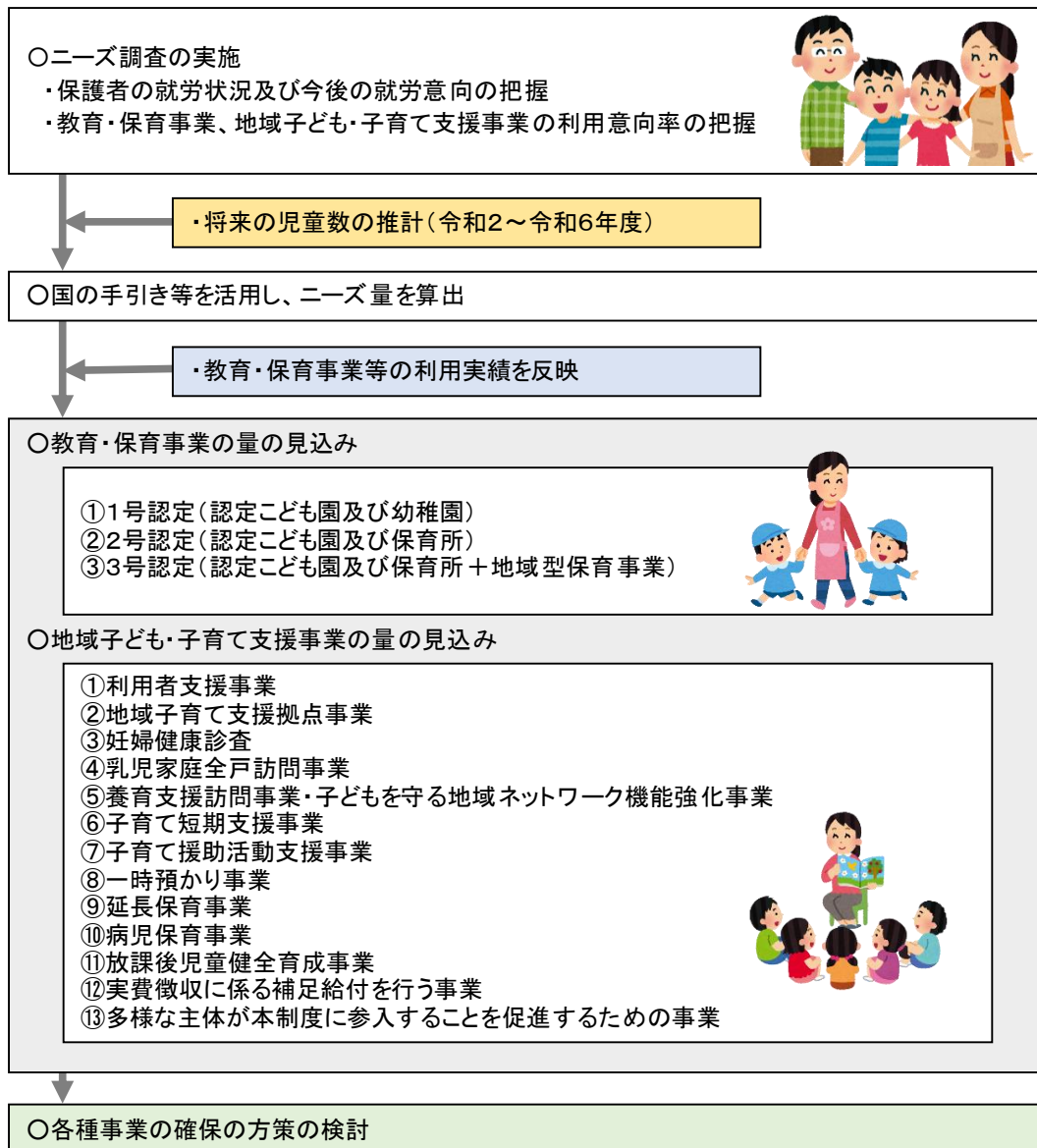
■ 子ども・子育て支援サービスの概要図



(2) 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは以下のとおりです。

■量の見込みと確保方策の設定



※将来の児童数の推計：令和2年度から令和6年度までの本計画の対象となる推計児童数。
(次頁参照)

※見込み量：量の見込みとは、平成30年度に市が実施したニーズ調査等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

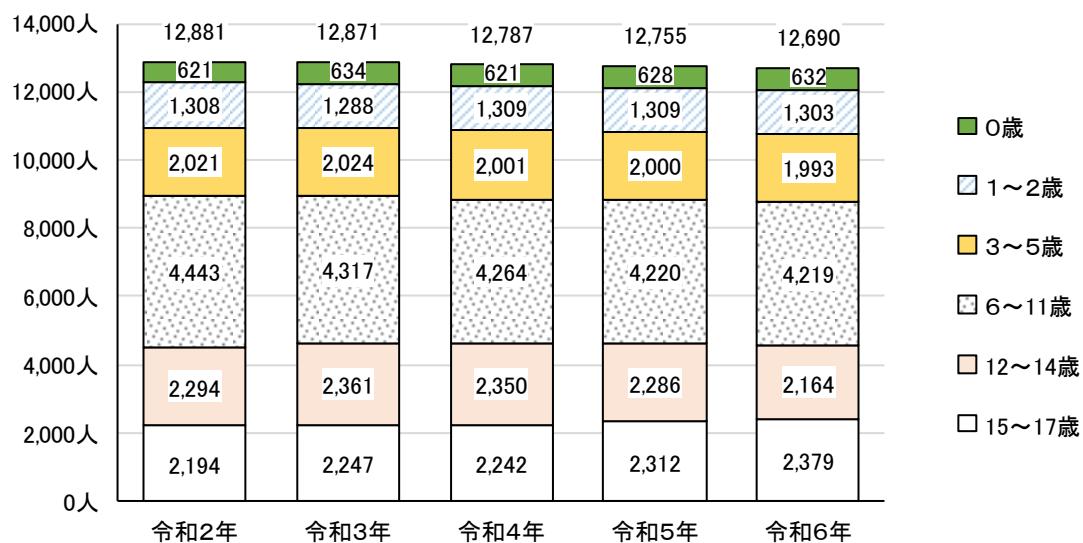
※確保方策：確保方策とは、量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

(3) 推計児童数

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※¹により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、減少することが予測され、令和2年の12,881人から令和6年には12,690人となり、191人の減少が見込まれます。

■ 将来の児童数の推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※¹ コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(4) 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を定めるための、単位となる市町村内の区割のことであります。各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

第1期計画では、中学校区で3つの教育・保育提供区域を設定していましたが、実際の施設利用については、市域が比較的狭いため、居住地区を越えた利用実態があること、また市民にとってわかりやすい区域であることなどから、提供区域を見直し、1区域として設定します。

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

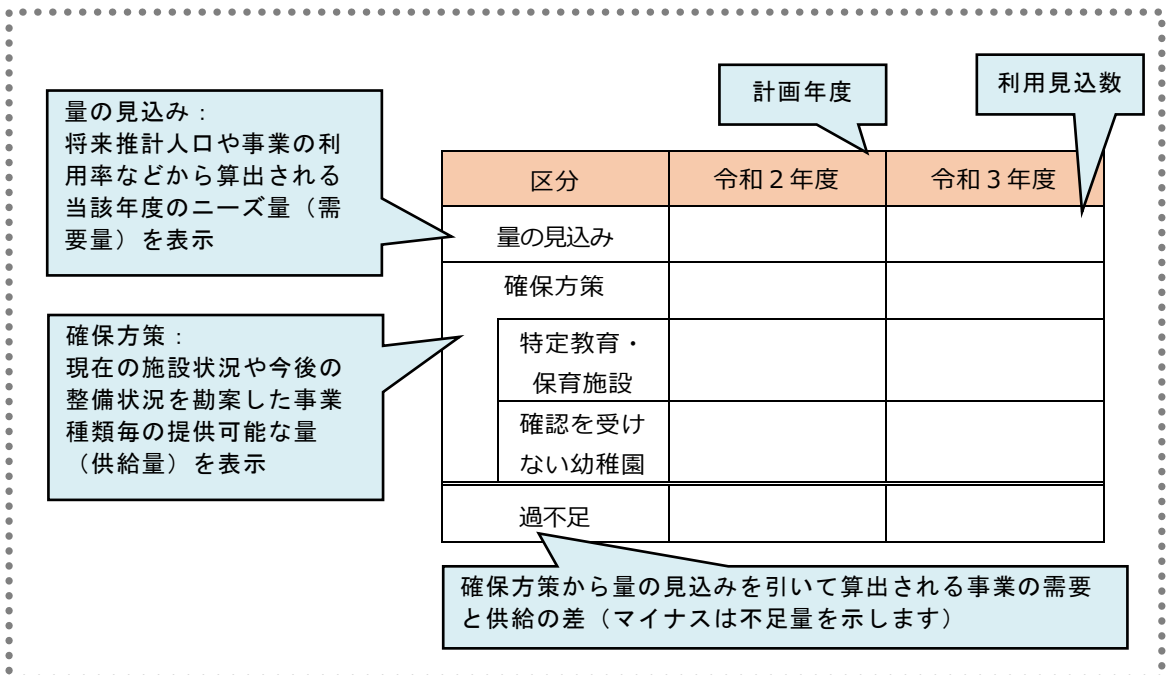
年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所(園) 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定) ※最大8時間の利用			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）について「量の見込み」と「確保方策（提供体制の確保の内容）」を設定します。

■教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

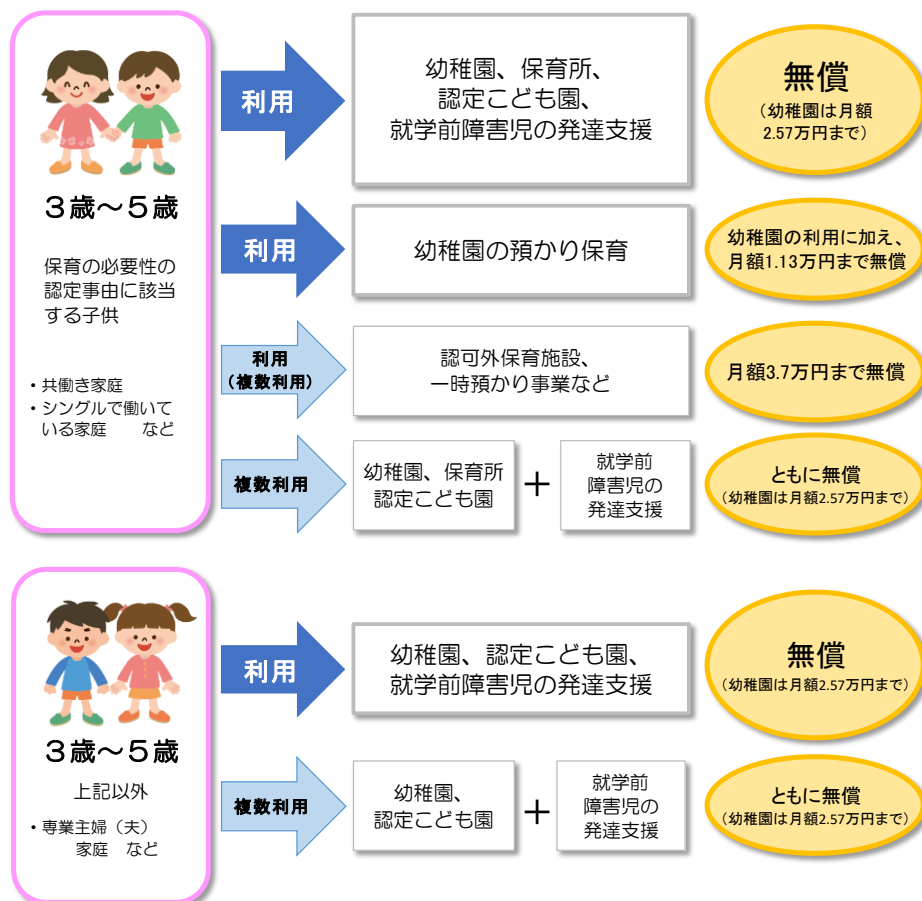


なお、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■ 幼児教育・保育の無償化の内容

対象	無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園の預かり保育	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■ 幼児教育の無償化のイメージ



(1) 認定こども園及び幼稚園（1号認定）

【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は「特定教育・保育施設（幼稚園・こども園）」、「私学助成の幼稚園（現行の私学助成を継続）」の2種類となります。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(2) 認定こども園及び認可保育所、認可外保育施設（2号認定）

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳以上の子どもの保育を行うものです。なお、「特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）」、「認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）」の2事業があります。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(3) 認定こども園及び認可保育所、特定地域型保育事業、認可外保育施設 (3号認定)

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳未満の子どもの保育を行うものです。なお、「特定地域型保育事業」は、0～2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

2 地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(6) 子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【現状】

【量の見込みと確保方策】

② 保育所（園）その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリ

ー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(10) 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

【量の見込みと確保方策】

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

分野別施策を掲載。

第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、広範な分野にまたがる子ども・子育て支援の施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開すると共に、必要に応じて「吉川市児童福祉審議会」の意見を反映させ、地域における関係者等との協力を得ながら、子ども・子育て支援の環境向上に努めます。

2 計画の周知及び広報

本計画の推進に当たっては、各年度の計画の達成状況について「吉川市児童福祉審議会」において点検及び評価を実施し、点検及び評価の結果については、ホームページにより市民に公開し周知を図ります。